

東京弁護士会 市民モニターの活動 ～ 刑事裁判傍聴～

東京弁護士会には市民モニター制度があり、毎年、一般市民30名の方にモニターをお願いし、様々な行事を通して弁護士・弁護士会の活動等を紹介している（詳細は、LIBRA2004年10月号、2005年4月号に掲載）。

本年度も4月から新たな30名を迎えてスタートした。4月22日のオリエンテーションでは、弁護士会の活動や裁判員制度について、モニターの方々と、会長、副会長、広報委員との率直な意見交換が行われた。

続いて、5月19日には、刑事裁判傍聴を行なった。裁判の傍聴は裁判所に赴きさえすればできるものであるが、一般にはなかなか裁判傍聴のために裁判所に足を運ぶということはないようで、裁判傍聴は初めてという方が大半であった。

モニターの方々の感想としては、「手錠や縄で繋がれた被告人の姿、情状証人として出廷した被告人の親の姿を見て刑事裁判の重さを実感した」「なぜ悪い事をした人に情状酌量の機会が与えられるのか納得しがたいが、被告人の生い立ちや育った環境も影響し、人間のほんの少しの弱さが大きな罪を犯すという現実が重くなった」「裁判の場は過去の犯罪に対して刑罰を問う場であるが、裁判後の被告人の人生は社会にとっても重大な問題であり、反社会的な人間を作り出さないために、裁判の場においては、弁護士が重要な役割を担うのではないか」などという弁護士の活動に期待する意見と、一方で、弁護士の弁護の仕方については、「やる気が感じられない、被告人とのコミュニケーションがとれていない」などの厳しい感想も多く、弁護士会としては考えさせられるものがあるように思われた。ここにモニターの方の感想文を一部ご紹介したい。

（広報委員会モニター部会副部長 和田 ゆりか）

人間の一生を左右しかねない法曹の立場 精神的に強く、優れた人物が就くべき

私は現在、法学部に在籍しています。今回初めて刑事裁判を傍聴しました。

実際の裁判は机上の勉強とは全く違った世界のものでした。私が傍聴したのは窃盗、詐欺事件で、強姦致傷などの事件と比べると重い事件ではなかったと思います。しかし、被告人が入廷した時の衝撃はもの凄いものでした。手錠をかけられ、両脇には二人の刑務官が寄り添い、被告人の腰に巻かれたロープの端が刑務官の手にありました。この状況を目の当たりにして、人間が人間をロープで

つないでいるという事実に戸惑いました。傍聴後はショックでしばらく放心状態でした。

この裁判傍聴で感じたことは弁護士、検察官、裁判官という職業は人物的にも優れた人物が就くべき仕事だということです。一人の人間の一生を左右しかねない立場であり、そのようなプレッシャーに耐えられるほど精神的にも強くなければならないと感じました。

（渡邊麻里子・21歳・大学生）

執行猶予が被告人のためになるのか疑問 母親のせつなさ伝わり、複雑な思いも

初めて裁判を傍聴した。傍聴した裁判は「覚せい剤取締法違反」、被告人は34歳の男性で421号法廷で行なわれた。

傍聴席の向こう側では裁判所の女性職員が出たり入ったりしているのが落ち着かなく、思いのほかに重さも暗さも感じられなかった。

13時30分に裁判が始まり、検察官の早口な語り、弁護人、被告人それぞれの姿、言葉に軽さと投げやりな感じを受けた。

証人として呼ばれた被告人の母親のあきらめと悲しみ、そして涙を飲み込んだような語り方に様々な感情が伝わり、せつなさが心に残った。

裁判の時間は思いのほかに短く、最後に裁判官の「今後はどうするのですか」との問いに被告人が「でき

たら、親の近くに住んで親と連絡をして社会に復帰したい。汗を流すような仕事で働きたい」と答えた。

検察官は1年半の求刑をした。

その刑に対して執行猶予を付けてもらうために弁護人から言われたままに答えたのであろうと思われる被告人と、そのように言わせたであろう弁護人双方に違和感が湧き上がった。34歳にもなって、しかも10年前から始めたと思われる覚せい剤使用、社会に復帰しても同じことを繰り返すであろうことは予測できる。被告人のことを思えば実刑を受けて覚せい剤と離れる期間を持った方が良いような気もする。しかし、母親のことを思えば執行猶予が付いた方がよいのか、複雑な思いが残った。

(佐藤千栄子・61歳・電話相談員)

犯罪を犯すとどうなるのか目の当たりに 中高生の刑事裁判傍聴に効果を期待

刑事裁判の進行を実際に自分の目で見るのは初めてのことで、ドラマにはない緊迫感があって、始めから終わりまで緊張して傍聴していました。

まず、検察官が顔中に汗をかいて起訴状を朗読しているところが印象的でした。今回のように罪状が明らかな刑事事件の場合、起訴状の朗読や証拠資料の提出といった手続はあくまでも形式的なものと思っていきましたが、単なる手続とはいえ真剣さを感じました。

今回の事件は窃盗と詐欺とのことで、日常、よく発生しがちな犯罪だと思えます。善良な市民であっても、そのときに置かれた事情と状況によっては犯しかねないのではないのでしょうか。しかし、その先には今日の被告人のように刑務官に縄で手を繋がれて法廷に導かれる姿があるのです。被告人の父親が終始うなだれたまま、スーツの背中を汗でびしょりにしている姿は痛々しい限りでした。このことから、青少年の健全な育成

のためには中学生か高校生の頃に刑事裁判を傍聴させ、犯罪を犯すとどういうことになるかを実感させることも効果的ではないかと考えました。

最後に、今日の事件の弁護人ですが、一緒に傍聴したモニターの方の多くが感じていたように、決して良い弁護を行なっているようには思えませんでした。裁判に先立っての準備が不十分であることは傍から見ても明らかであり、顔中に汗をかいて起訴状を朗読していた検察官とは対照的でした。松本清張氏の「霧の旗」という小説に十分な弁護費用を払えないことを理由に冤罪を着せられた被告人の弁護を断った弁護士の話が出てきます。しかし、被告人の立場からみれば、弁護人は唯一の味方なので、報酬は二の次ぐらいに考えて弁護士としての使命感をもって裁判に臨んで頂きたいと思いました。

(原澤憲・43歳・会社員)